

第2期田原本町障害者活躍推進計画

策定の趣旨	本計画は、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、第2期計画として策定するものである。前計画の成果を継承しつつ、今期は既存職員の雇用維持と定着支援を重点施策とする。新たにアンケートによる実態把握や進捗管理を導入し、外部機関と連携した支援を通じて、全職員が健康に活躍できる職場環境の構築を推進する。
機関名	田原本町
任命権者	田原本町長・田原本町教育委員会
計画期間	令和8年4月1日～令和13年3月31日
田原本町及び田原本町教育委員会における障害者雇用に関する課題	令和7年時点の実雇用率は3.27%と法定雇用率を充足しているが、過去5年間の障害者対象採用試験は1回、採用1名にとどまり、現在は雇用維持に重点を置いている。現在の雇用率の背景には精神疾患による中途障害者（在職中に疾病・事故等により障害者となった者をいう。）が含まれている実態があり、個々の状況に寄り添った対応が不可欠である。今後はアンケートによる実態把握や計画の進捗管理を徹底するとともに、必要に応じた個別面談の実施や外部機関との連携強化を柱とする第2期計画を策定し、取組を推進する。
目標	
① 採用に関する目標	<p>【実雇用率】（各年6月1日時点）</p> <p>※田原本町及び田原本町教育委員会、両機関を合わせた田原本町全体の実質雇用率</p> <p>（各年度）当該年6月1日時点の法定雇用率を下回らない</p> <p>※令和7年度の法定雇用率：2.8%</p> <p>（令和6年6月1日時点の本町全体の雇用率：3.27%）</p> <p>（評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理</p>
② 定着に関する目標	<p>不本意な離職者を極力生じさせない</p> <p>（評価方法）不本意な離職者数とアンケートの満足度指標に基づき、毎年度の定着状況を把握し進捗管理を行う。</p>
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	
(1) 組織面	<p>○障害者雇用推進者として人事課長を選任する。</p> <p>○障害者職業生活相談員として人事課職員を選任する。</p> <p>○役割分担及び相談先については、人事異動等により変更が生じるため、定期的に更新を行う。</p>
(2) 人材面	○障害者職業生活相談員に選任された者（選任予定者を含む。）につ

	<p>いて、奈良労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。</p> <p>○障害者が配属されている部署の職員を中心に、奈良労働局等が開催する「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」の受講案内を行い、参加を募る。(過去に同講座を受講したことがない職員に限る。)</p>
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	<p>○現に勤務する障害者や今後採用する障害者の能力や希望も踏まえ、職務の選定及び創出について検討を行う。</p> <p>○必要に応じて面談を行い、障害者と業務の適切なマッチングができていないかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。</p>
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(1) 職務環境	<p>○障害者の要望を踏まえ、就労支援機器の購入等の環境整備を検討する。</p> <p>○新規に採用した障害者については定期的な面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p>
(2) 募集・採用	<p>○採用選考に当たり、障害者からの要望を踏まえ、障害特性に配慮した選考方法や職務の選定を工夫し、障害者の積極的な採用に努める。</p> <p>○募集・採用に当たっては、以下の取り扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
(3) 働き方	<p>○各種休暇を柔軟に活用し、個々の状況に応じた働き方を促進する。</p>
(4) キャリア形成	<p>○本人の希望等を踏まえつつ、実務や能力向上等に資する研修に参加する機会を設ける。</p>
(5) その他の人事管理	<p>○必要に応じて面談を実施し、状況の把握・体調配慮を行う。</p> <p>○中途障害者について、復職支援や、外部機関との連携体制を整え、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通</p>

	<p>院への配慮、働き方、キャリア形成等の取り組みを行う。</p> <p>○本人が希望する場合には、「精神障害者等の就労パスポート」の活用等により、就労支援機関等と障害特性等についての情報を共有し、適切な支援や配慮を講じることとする。</p>
<p>4. その他</p>	
	<p>○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。</p>